

平成 28 年度税制改正に関する提言

平成 27 年 11 月 17 日
全国都道府県議会議長会

地方税財源の充実確保全般について

- 1 地方税源の更なる充実を図るため、消費税・地方消費税の引上げと併せて、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築すること。
- 2 地方交付税については、引き続き、財源調整機能と財源保障機能の両機能が適切に発揮できるよう、その総額を確保するとともに、臨時財政対策債の発行によることなく所要全額を確保できるよう、地方交付税の法定率の引上げを含めた抜本的な見直しを行うこと。

個別項目について

- 1 法人実効税率の引下げに当たっては、地方の財政運営に支障が生じないように、課税ベースの拡大などの代替措置により必要な地方税財源を確保すること。
また、外形標準課税の更なる拡大や適用対象法人のあり方の検討に当たっては、地域経済への影響を踏まえて、中小企業への配慮を行うこと。
- 2 消費税・地方消費税10%への引上げ時における自動車取得税の廃止など、車体課税の見直しに当たっては、地方の意見を踏まえ、減収が生ずることのないよう、安定的な代替税財源を確保すること。また、平成 29 年 4 月に導入予定の環境性能課税については、各地方団体における条例の制定や納税者への周知等に一定の時間を要することから、平成 28 年度税制改正において具体的な制度設計を行うこと。
また、消費税の軽減税率制度の導入は、対象品目の線引きや事業者の事務負担等、検討を要する課題が多岐にわたることから、その導入時期も含めて慎重に検討するとともに、地方の社会保障財源に影響を与えることのないよう代替財源を確保する方策を同時に講ずること。
- 3 大規模災害発生時における被災地方公共団体に対する寄付金については、個人住民税の持つ負担分任の性格にも留意しつつ、税額控除額の算定における「個人住民税所得割の額の 2 割」という限度額を時限的に引き上げるなど、被災地方公共団体の復興に役立つよう制度の充実を図ること。
- 4 基地交付金等の所要額を確保すること。
- 5 中小企業の活力を生かし、その躍進を図るため、事業の継続に支障がないような評価・課税方法とするなど、事業承継に係る税制の抜本的な見直しを行うこと。

- 6 ゴルフ場利用税については、アクセス道路の整備・維持管理、地滑り対策等の災害防止対策等、特有の行政需要に対応していること、また、その税収の7割が所在市町村に交付金として交付されており、特に財源に乏しい中山間地域の当該市町村にとっては貴重な財源となっていることから、現行制度を堅持すること。
- 7 地球温暖化対策のための税については、用途を森林吸収源対策にも拡大するとともに、その一部を地方の役割等に応じた税財源として確保するなど、地球温暖化対策及び森林吸収源対策に関して地方公共団体が果たす役割を適切に反映した地方税財源の充実強化のための制度を速やかに構築すること。
- 8 法人事業税における電気供給業、ガス供給業などに対する収入金額課税制度については、長年にわたり外形課税として定着しており、地方税収の安定化に大きく貢献していることから、現行制度を維持すること。